

北海道大学学術成果コレクション資料提供・公開細則

(平成18年3月17日図書館委員会裁定)

(平成19年12月20日改定)

(平成25年4月1日改定)

(平成30年4月1日改定)

(令和元年7月19日改定)

(令和3年4月1日改定)

(令和4年10月1日改定)

(趣旨)

1. 本細則は、北海道大学学術成果コレクション運用要項第2条に定める目的を達するために、同要項第4条に基づき北海道大学学術成果コレクション(HUSCAP)（以下「本コレクション」という。）における資料の提供・公開に係る事項を定めるものである。

(提供者の定義)

2. 本コレクションにおいて、資料を提供することができる者（以下「提供者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 北海道大学（以下「本学」という。）の役員
- (2) 本学の教員（特任教員、客員教員、招へい教員等を含む）
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 本学の教員以外の職員
- (5) 本学の大学院学生
- (6) 本学の学部学生
- (7) 本学の受託研究員その他の本学において研究に従事している者
- (8) 本学において博士の学位を授与された者
- (9) その他特に館長の認めた者

(公開対象資料)

3. 本コレクションにおいて公開する資料は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 提供者が、原則として本学在籍中に単独もしくは共同で作成した学術資料であること。ただし、2 (6) の提供者においては、提供する資料についての本学教員からの推薦状を添付すること。
- (2) 公開に当たって、法令上、社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないものであること。
- (3) 提供者が、本学就業規則「国立大学法人北海道大学成果有体物取扱規程」、「国立大学法人北海道大学職務発明規程」の適用を受ける場合、各規程上問題が生じないものであること。
- (4) 資料の種別として以下のいずれかに該当するもの。

(ア) 公表済資料

- ① 商業出版社もしくは学協会が発行する、冊子体または電子的な学術雑誌や会報に掲載されたことのある資料。
- ② 講演会・発表会等において使用したことのある発表用資料、会議資料。
- ③ 紀要、広報誌等の学内刊行物に掲載されたことのある資料。
- ④ その他、書籍や一般商業雑誌に掲載されるなど、一般的な形で公表したことのある資料。

(イ) 学位論文

- ① 学位を取得するために本学に提出した論文等の資料。

②学位論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨。

(ウ) 教育資料

研究指導・講義等の教育的な目的で作成した教材、講義資料。公表・未公表を問わない。

(エ) 学術論文等の研究成果に付随する研究データ

学術論文等の研究成果の根拠となる、又は関係する研究データ。公表・未公表を問わない。

(オ) その他、特に館長の認めた資料

(提供者 ID の申請)

4. 提供者は、資料の提供に先立って、附属図書館に対し提供者の認証のための ID（以下「提供者 ID」という。）の発行を申請するものとする。

(提供方法及び内容)

5. 資料の提供は、原則として電子メールに添付する方法を用いて行うものとし、提供する内容は以下のものとする。

(1) 提供者 ID 及び公開対象資料の電子的複製。（必須）

(2) 提供する資料が公表済資料である場合、その出典に関する情報。（公表済資料の場合必須）

(3) 提供する資料のキーワード・解説等、提供者が資料と併せての公開を希望する情報。（任意）

(提供された資料の取扱)

6. 附属図書館は、提供された資料の著作権等の権利関係、その他公開に係る事項を調査し、公開の可否を判断するものとする。これにより附属図書館は、提供された資料を寄贈されたものとして以下のように取り扱うものとする。

(1) 公開に支障がないと判断した場合は、資料のタイトル・著者名等の情報を確認した上で、本コレクションに保存し、インターネットを通じて学内外に公開する。公開時の資料の利用条件については次項 7 に定める。

(2) 資料の登録に伴い、メタデータ（書誌情報）を登録する。また、抄録がある場合は、抄録を登録する。メタデータ及び抄録の利用条件については 8 に定める。

(3) 提供資料に公開猶予（エンバーゴ）期間が設けられている場合は、原則として公開猶予期間終了後に資料を公開する。ただし、提供者の要望に応じて資料のメタデータを先行公開することもできるものとする。

(4) 公開に支障があると判断した場合は、提供者にその旨通知する。

(5) 一旦公開した後に公開に支障がある事態が判明した場合は、提供者に断りなく公開を停止し、再公開の可否について調査する。

(6) 公開後に提供者自身が資料の本文等の主たる内容を改変し置き換えること、ないし資料本体を削除することは、原則として認めない。内容の改変が必要な場合は、当該資料の別版として新規に提供を受ける。資料本体の削除が必要な場合は、提供者の申請に基づいて行う。

(7) 資料の媒体変換について、保存・公開の目的を達するために必要と判断した場合は、主たる内容を変えない範囲で提供者に断りなく行う。

(公開時の資料の利用条件)

7. 公開することが決定した資料は、以下のいずれかの利用条件が適用され、その下で公開されるものとする。

(1) 商業出版社・学協会等（以下「出版者」という。）の定める投稿規則ないし出版契約等により、著作権が出版者に委譲されている資料である場合、ないし提供者による著作権の行使が制限されている資料である場合、その規則等の定める条件。

(2) 上記（1）に該当しない資料である場合、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示（CC BY）の定める条件。必要に応じ、CC0（パブリック・ドメイン提供）も選択できる。

(公開時のメタデータ及び抄録の利用条件)

8. 公開することが決定した以下のデータについては、原則として CC0 (パブリック・ドメイン提供) の定める条件が適用され、その下で公開されるものとする。

(1) メタデータ

(2) 附属図書館と編集委員会等の取り決めによりデジタルオブジェクト識別子 (Digital Object Identifier) を付与する資料の抄録

(本コレクション以外で公開されている資料の取扱)

9. 本コレクション以外で公開されている資料については提供を求める。本コレクションから当該資料のデジタルオブジェクト識別子等へのリンクにより対応する。

(免責事項)

10. 附属図書館は、資料の公開に当たり、利用者に対し「北海道大学学術成果コレクション利用細則」の周知を図るものとする。その上で、資料の公開によって発生した提供者ないし著作権者の損害については、附属図書館は一切責任を負わないものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成19年12月20日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和元年7月19日から実施し、令和元年6月25日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から実施する。